鉄鋼	部門記号Ｇに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
非鉄金属	部門記号Ｈに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
化学	部門記号Ｋに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
繊維	部門記号Ｌに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
鉱山	部門記号Ｍに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
パルプ及び紙	部門記号Ｐに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
窯業	部門記号Ｒに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
日用品	部門記号Ｓに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
医療安全用具	部門記号Ｔに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
航空	部門記号Ｗに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
情報処理	部門記号Ｘに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格

鉄鋼	部門記号Ｇに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
非鉄金属	部門記号Ｈに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
化学	部門記号Ｋに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
繊維	部門記号Ｌに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
鉱山	部門記号Ｍに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
パルプ及び紙	部門記号Ｐに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
窯業	部門記号Ｒに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
日用品	部門記号Ｓに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
医療安全用具	部門記号Ｔに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
航空	部門記号Ｗに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格
情報処理	部門記号Ｘに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格

その他	部門記号Ｚに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格

備考　この表において、「部門記号」とは、日本産業規格（ＪＩＳ）部門記号をいう。

その他	部門記号Ｚに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格

備考　この表において、「部門記号」とは、日本工業規格（ＪＩＳ）部門記号をいう。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第１から様式第十四までを次のように改める。

様式第１（第１条第４項関係）

略称表示承認申請書

年　　月　　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞

鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第１条第４項の規定に基づき、登録認証機関の氏名（名称）に代えて略称を表示することについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

略称：

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第２（第１条第４項関係）

登録商標表示届出書

年　　月　　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞

鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第１条第４項の規定に基づき、登録認証機関の氏名（名称）に代えて登録商標を表示することについて、下記のとおり届け出ます。

記

登録商標：

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。